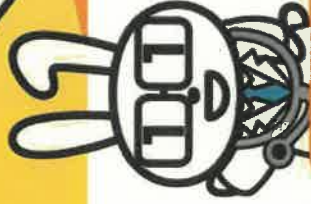


マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。

それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが

保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の履歴機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※国庫では、医師・薬剤師・看護師等が医療従事者のみです。



POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における自己負担上限額を支払う必要はありません。



このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

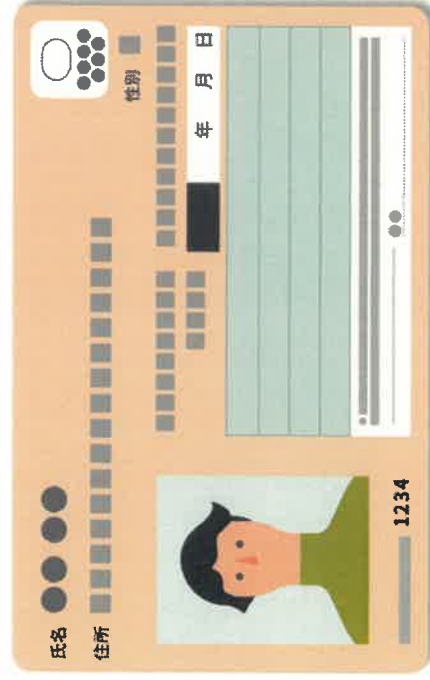


医療機関・薬局では、 以下のいずれかで受付をお願いします

マイナ保険証

受付時に顔認証ができない際に必要となる、
マイナンバーカードの

4桁の暗証番号を、お忘れなく！

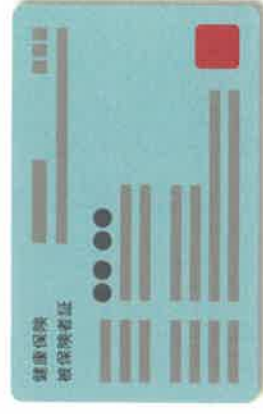


何らかの事情で、
マイナ保険証での受付が
出来ない場合

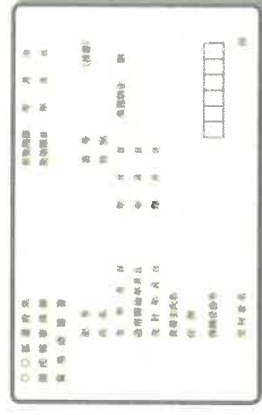


健康保険証

有効期限は**最長1年間**
(令和7年12月1日まで)



資格確認書



マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急救置や病院の選定などに活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！

